

綾瀬市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市（以下「市」という。）のホームページへの広告の掲載について、綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱及び綾瀬市広告掲載取り扱い基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載期間)

第2条 広告を掲載する期間は、6か月又は12か月とする。

(広告掲載期間の延長)

第3条 広告主の責めに帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、1か月当たりの掲載できなかった時間の合計を24時間で除して得られる日数に応じて、掲載期間を延長する。

2 前項の規定により得られる日数が1日に満たない場合は、掲載期間は延長しない。

(広告掲載開始日等)

第4条 広告の掲載開始日及び広告の掲載申込み開始日等は、別に定めるものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置は、市のホームページのトップページとし、広告掲載枠数を4枠とする。

2 前項の規定の枠数より応募件数が多い場合は、最大12枠まで増やすことができる。

(広告の規格)

第7条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 上下60ピクセル
- (2) 左右120ピクセル
- (3) 5KB以内
- (4) GIF形式（アニメーション可）

(広告の禁止表現)

第8条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等
- (3) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (4) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
(例)「綾瀬市防災情報」、「職員採用情報」等の表現等
- (5) その他広告の表現として適当でないと市が認めるもの
(広告の制限事項)

第9条 広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) イメージ等の点滅は、その間隔を0.4秒とする。
- (2) 画面の反転表示及び大部分の領域の切り替えは、その間隔を2秒以上とする。

2 市は、前項の規定による制限のほか、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

(広告掲載の周知)

第10条 市は、広告掲載申込み開始日の15日前までに市ホームページに広告掲載し、周知しなければならない。

(広告掲載の申込み及び決定)

第11条 申込者は、広告掲載を開始する20日前又は市が指定する期日までに綾瀬市ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)又は電子申請届出システムによるホームページ広告掲載申込みにより市長に申し込まなければならない。

2 市は、前項の申込みにより、第6条第2項に規定する枠数を超えた場合は、抽選により掲載の決定を行う。

3 市は、第1項の申込みがあったときは、速やかにその諾否を決定し、綾瀬市ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知する。

(広告の掲載順序)

第12条 広告の掲載順序は、申込みの受付順とする。ただし、抽選となった場合は、その抽選順とする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告主は、広告掲載を開始する日の10日前又は市が指定する期日までに、市が送付する納入通知書により、一括して広告掲載料を支払わなければならない。

(広告の作成及び提出)

第14条 広告は、広告主が作成し、広告掲載を開始する日の10日前又は市が指定する期日までに、電磁的記録媒体その他市の定める方法により提出するものとする。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第15条 広告の内容、デザイン及びリンク先については、市及び市のホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市と事前に協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

第16条 市は、広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等が各種法令に違反している、又はそのおそれがある、若しくは綾瀬市ホームページ広告掲載取扱要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告掲載の申込み後及び広告掲載中に広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等を変更する場合は、変更の10日前までに市に連絡するものとする。

(広告主の責任)

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、市は賠償する責任を負わない。

2 広告主の責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取消し)

第18条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取消すこと

ができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主又は広告内容が不適當であると判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第19条 広告主は、自己の都合により、市のホームページへの広告掲載を取下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は、綾瀬市ホームページ広告掲載取下げ申出書（第3号様式）により市に申し出なければならない。
- 3 市は、前項の申出があったときは、広告掲載取下げ決定通知書（第4号様式）により広告主に通知し、速やかに綾瀬市ホームページから削除するものとする。
- 4 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第20条 市は、広告主が広告掲載料を納付した後に、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載しないこととした場合には、納付済みの広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を一切負わない。

- 2 前項の規定により還付する広告掲載料は、市が広告掲載の決定を取消した日から掲載期間の末日までの期間に係る広告掲載料に相当する額とし、その期間が1月未満であるときまたはその期間に1月未満の端数があるときは、次により算定するものとし、1円未満の金額が生じる場合はこれを切り捨てる。

その月の広告掲載料×その月の広告の掲載できない期間÷その月の暦日数

- 3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。
- 4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、綾瀬市ホームページ広告掲載料還付請求書（第5号様式）により市に請求するものとする。

(補則)

第21条 この要領に定めのあるもののほか必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。